

岩 運 輸 第 4 5 0 号
岩 運 整 第 3 9 5 号
令和 5 年 1 2 月 4 日

公益社団法人 岩手県トラック協会会長 殿

岩 手 運 輸 支 局 長
(公 印 省 略)

事業用自動車の事故防止の徹底について

事業用自動車が第一当事者となる事故を削減するため「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づき重点施策、削減目標を掲げ取り組んでいるところですが、令和5年10月末までに提出のあった自動車事故報告書によると「24時間死者数」が20人（前年同月＋1人）、「飲酒運転事故件数」が6件（前年同月＋5件）となり、前年同月の発生件数を上回る状況となっています。

また、東北運輸局管内の自動車運送事業者における発生件数が全国でワーストとなっている「大型車の車輪脱落事故」の10月末までの発生件数も前年と同数（13件）となっています。

つきましては、事業用自動車の事故による死者数の削減並びに飲酒運転事故及び大型車の車輪脱落事故の再発防止を図るため、下記のとおり運行管理、整備管理及び運転者教育の確実な実施について徹底し、事業用自動車の安全運行に万全を期すよう、貴傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

記

1. 運転者の健康状態及び過労状態の把握を確実にを行うとともに、適性診断の結果やドライブレコーダーの映像等を活用し運転者の特性を踏まえた指導を行うこと。
2. 運転者に対し、夜間や悪天候時においては、安全速度の徹底、早めのライト点灯及び走行用前照灯（ハイビーム）の活用等により安全を確保するよう指導すること。
3. 運転者に対し、アルコール依存度チェックや健康診断の結果を活用し、「事業用自動車の運転者による飲酒運転防止の徹底について」（令和5年6月12日付け東自監第41号、東自保第26号）に基づき指導すること。
4. 適切な車輪脱着作業について作業者を指導するとともに、車輪の脱着作業が適切に実施されていることの確認を確実に実施するよう指導すること。
5. 大型車の運転者に対し、確実な日常点検を実施するよう指導するとともに、車輪脱着後1～2ヶ月は特に左後輪の状態に注意するよう指導すること。